

京都ノートルダム女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院（以下「大学院」という。）は「徳と知」(Virtus et Scientia) で示されるカトリックの建学の精神に基づき、学部教育を基礎として、学術的な理論及び応用に関する教育研究を行う。

2 人間文化研究科においては、人間文化に対する深い理解を研究の背景とし、国際化・情報化の時代に求められる広い視野と高度の専門性を要する職業などに必要な実践的能力の涵養を目指し、地域及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

3 心理学研究科においては、科学的方法論に立脚した客観的学問としての心理学を学び、心の発達・教育及び心理臨床に関する広い視野をもった専門的知識や高度の専門性を要する職業などに必要な実践的技能を備えた人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 大学院は前条の目的を達成するために定期的な自己点検・評価の実施をとおしてその教育・研究水準の不断の向上を図る。

2 自己点検・評価のための点検項目及び実施の方法等については、別に規程で定める。

(組織)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人間文化研究科

心理学研究科

(研究科の課程)

第4条 人間文化研究科に修士課程を置き、心理学研究科に博士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを前期課程及び後期課程に区分し、前期課程は修士課程として扱うものとする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 人間文化研究科

応用英語専攻（修士課程）

人間文化専攻（修士課程）

(2) 心理学研究科

臨床心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士後期課程）

(修業年限、在学期間)

第6条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限

は3年とする。

- 2 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程の在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(長期履修)

第6条の2 本学の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(学生定員)

第7条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻(課程)	入学定員	収容定員
人間文化研究科	応用英語専攻(修士課程)	8人	16人
	人間文化専攻(修士課程)	3	6
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期課程)	10	20
	心理学専攻(博士後期課程)	4	12

(学年暦)

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期(春学期) 4月1日から9月30日まで

後期(秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の定めによる休日

(3) 創立記念日(12月8日)

(4) 春期休業日(3月下旬から4月上旬まで)

(5) 夏期休業日(8月上旬から9月下旬まで)

(6) 冬期休業日(12月下旬から1月上旬まで)

- 2 学長は、必要により臨時に休業し、又は、休業日に授業を行わせることができる。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第11条 大学院の教員は、京都ノートルダム女子大学の教員の中から大学院担当を命じられた教員をもって充てる。

- 2 研究科に研究科長を置く。研究科長は研究科を統括し、校務をつかさどる。
- 3 各専攻の円滑な運営を期するため、専攻主任を置くことがある。

(研究科会議)

第12条 研究科に研究科会議を置く。

(審議事項)

第13条 研究科会議の審議事項は、別に規程で定める。

第3章 入学・再入学・転入学・転学・退学 ・休学・復学・除籍及び留学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、後期（秋学期）の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 博士課程の前期課程（以下「博士前期課程」という。）又は修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力が有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
 - (3) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 2 博士課程の後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(入学の出願)

第16条 大学院の入学志願者は、指定の期日までに、入学願書その他書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者に対しては、課程を修めるに必要な学力、人物及び健康状態について研究科会議で選考の上、学長が入学を許可する。

2 入学選考の期日及び方法は、その都度定める。

(転入学)

第18条 他の大学の大学院に在学する者で、大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願する者は在籍する大学院の学長又は当該研究科の長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 入学を許可された者が他の大学の大学院において既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱いについては、別に定める。

(再入学)

- 第19条 大学院に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長が許可することができる。
- 2 前項により入学が許可された者の既修単位の取り扱い並びに在学年限については、別に定める。
- 3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

- 第20条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、定められた学費等を納入しなければならない。
- 2 入学に関する所定の書類については、別に定める。

(転学)

- 第21条 大学院の在籍者で他の大学の大学院に転学を希望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合に限り、許可することができる。

(退学)

- 第22条 大学院を退学しようとする者は、所定の書類にその理由を記し願い出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

- 第23条 疾病、その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）にその理由を記し願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学の期間)

- 第24条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは許可を得て、さらに1年以内に限り休学することができる。
- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条に規定する在学の期間に算入しない。

(復学)

- 第25条 休学期間中に、その理由が消滅した場合には、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）により学長に願い出て、復学することができる。

(除籍)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。
- (1) 第6条に規定する修業年限を超えた者
 - (2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (3) 授業料、教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (4) 長期にわたり所在不明の者
 - (5) 死亡した者

(留学)

- 第27条 学生が外国の大学又は大学院に留学を希望する場合は、研究科会議の議を経て認めることができる。

2 留学期間のうち、1年については、第6条第2項に規定する在学期間に算入する。

第4章 課程修了の要件

(修了要件)

第28条 博士課程の後期課程の修了要件は、大学院に5年(博士前期課程又は修士課程を修了した者にあたっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年(博士前期課程2年又は修士課程2年)以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程又は修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、別に定める各専攻の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

第5章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等

(授業科目及び履修方法)

第29条 研究科に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。ただし、教育・研究上有益と認められる場合には学部の授業科目を履修することができる。

(単位)

第30条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

単位の基準 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業時間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則とする。

(研究指導)

第32条 大学院は、学生の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、研究指導及び授業科目の選択等、研究一般に関し指導教員の指導を受けなければならない。

3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第33条 教育上有益と認めるときは他の大学と協議の上、他の大学の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議で認める場合に限り、8単位を超えない範囲で、大学院で履修したものとみなす。

(入学前の修得単位の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、10単位を超えない範囲において、大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前条第1項及び前項に基づき、大学院において修得したとみなすことのできる単位数は、合計10単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第35条 単位修得の認定は学生の試験又は研究報告の成績により、担当教員が行うものとする。

2 前項の成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(成績評価基準の明示等)

第35条の2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、学生に対して基準をあらかじめ明示した上で適切に行う。

(論文の審査及び最終試験)

第36条 論文の審査及び最終試験の方法等については、京都ノートルダム女子大学大学院学位規程の定めるところによる。

(課程の修了)

第37条 学則第6条の修業年限及び同第28条に規定する課程の修了要件を満たした者は、その課程を修了したものとする。

(課程修了の認定)

第38条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第39条 大学院において研究科の課程を修了した者に次の学位を授与する。

人間文化研究科	修士	(応用英語)
	修士	(人間文化)
心理学研究科	修士	(心理)
	博士	(心理)

2 学位授与の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。

(教育職員免許状の取得)

第40条 大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	教科
人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	
人間文化研究科 人間文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	

2 前項の免許状を取得しようとする者は、当該免許教科に係る中学校・高等学校教諭一種免許状を有する者で、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(公認心理師資格の取得)

第40条の2 大学院心理学研究科臨床心理学専攻(博士前期課程)において公認心理師受験資格を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか、公認心理師法に定める指定科目の単位を修得して課程を修了しなければならない。

2 公認心理師受験資格の取得に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第6章 科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、大学院の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として在籍を許可することができる。

2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受けこれに合格した場合は、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、大学院の教育に支障がない限り、選考の上、聴講生として在籍を許可することができる。

2 聴講生が受講した授業科目について試験を受けることはできない。

3 聴講生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特定の課題について研究することを希望する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2 研究生の研究料は、別に定める。

3 前2項に定めるもののほか研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 外国において通常の課程による16年間の学校教育を修了した者

(2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 前2号に規定する者と同等以上の学力を有すると認められた者。ただし、日本において通常の課程において学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

3 第1項の規定に基づき入学を許可された外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料・入学金・授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第45条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表2に定めるとおりとする。

2 前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。

3 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の納入期)

第46条 入学検定料、入学金は、指定する期日までに納めなければならない。

2 授業料及び教育充実費は、年額の2分の1の額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあっては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4月1日から 4月30日まで
後期	10月1日から 10月31日まで

(休学期間の在籍料)

第47条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表2に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。

2 既納の在籍料は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第48条 成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。

2 前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第49条 学生として模範となる善行・業績のあった者には、表彰することがある。

(懲戒)

第50条 京都ノートルダム女子大学が定めた規則に違反し学生としての本分に反する行為をしたと認められる者は、学長はその軽重に従い懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補 則

(他大学大学院との協力)

第51条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

(大学学則の準用)

第52条 大学院学則に規定のない事項については、京都ノートルダム女子大学学則を準用する。

(細則)

第53条 この学則の実施に関する必要な細則は、別に定める。

(学則の改正)

第54条 この大学院学則の改正は、管理運営会議の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則（平成14年2月28日制定）
この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月9日改正）
この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月16日改正）
この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月8日改正）
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月24日改正）
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月19日改正）
この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日改正）
この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月28日改正）
この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月27日改正）
この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日改正）
この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月18日改正）
この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月27日改正）
この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の人間文化専攻に係る授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件並びに授業科目のうち基礎科目及び演習科目に係る改正は、平成 24 年度以後の入学者に適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 平成 23 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次の 2 項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、当該授業科目を開設する研究科又は専攻が別に定める期間内に限る。
- 3 平成 23 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、当該授業科目を開設する研究科又は専攻が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
出版文化演習	日本文化史文献学演習

- 4 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
漢文学特論	日中対照言語学特論
西洋美術特論	キリスト教芸術特論

附 則（平成 24 年 2 月 21 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の生活福祉文化専攻の平成 25 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

人間文化研究科 生活福祉文化専攻（修士課程）収容定員 16 人

附 則（平成 25 年 2 月 19 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の第 7 条における人間文化専攻の入学定員については、平成 26 年度入学者から適用する。ただし、平成 25 年度以前の入学者に係る入学定員については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日改正）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の心理学研究科に係る改正については、改正の日から施行する。
- 2 別表 1 の心理学研究科に係る改正については、平成 25 年度以後入学生に適用し、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の人間文化研究科生活福祉文化専攻に係る改正については、平成 28 年度以後入学生に適用し、平成 27 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 18 日改正）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 7 条に定める心理学研究科発達・学校心理学専攻（博士前期課程）及び臨床心理学専攻（博士前期課程）学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 30 年度は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻（課 程）	収容定員
心理学研究科	発達・学校心理学専攻（博士前期課程）	13 人
	臨床心理学専攻（博士前期課程）	17

附 則（平成 30 年 2 月 20 日改正）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 に係る改正については、平成 30 年度以後入学生に適用し、平成 29 年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 2 平成 29 年度以前の入学者に適用する授業科目については、前項の規定にかかわらず、改正後の授業科目の履修をもって改正前の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各研究科において別に定める。

附 則（平成 31 年 1 月 29 日改正）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以後入学生に適用し、平成 30 年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 2 心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 b）及び児童精神医学特論に係る改正については、前項本文の規定にかかわらず、平成 31 年 9 月 26 日から施行する。
- 3 発達情報科学特論に係る改正については、第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、平成 30 年度以後入学者に適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 26 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 21 日改正）

- 1 この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、第 26 条第 1 項第 3 号、第 45 条、第 46 条及び第 48 条の改正規定並びに別表 2 の改正については、令和 3 年度入学生（再入学・転入学を含む。）から適用するものとし、第 5 条、第 7 条及び第 40 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学生に係る授業料その他の納入金（授業料、施設設備費、修了費）については、なお従前のとおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。
- 3 （削除）
- 4 （削除）
- 5 （削除）

附 則（令和 3 年 3 月 23 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の改正にあつては、令和 3 年度以後入学生に適用し、令和 2 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 5 月 25 日改正）

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 (削除)
- 3 (削除)
- 4 (削除)

附 則 (令和 4 年 3 月 22 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 7 条の改正については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。